

排水基準について

特定施設等を有する工場、事業場からの排水_(d)については、次の排水基準が適用されます。排水基準に適合しない排水を排出してはなりません。

1 有害物質に係る排水基準

特定施設等を有する全ての工場、事業場からの全ての排水について適用されます。

基準は別表－１のとおりです。

2 有害物質以外のものに係る排水基準

特定施設等を有し、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上である工場、事業場からの全ての排水について適用されます。

基準は別表－２のとおりです。

なお、排水基準については一部適用猶予のものが 있습니다。詳しくは担当課までお尋ね下さい。

別表－１ 有害物質に係る排水基準

項目等	許容限度	単位
カドミウム及びその化合物 (Cd)	0.01	1リットルにつきミリグラム
シアン化合物 (CN)	0.1	1リットルにつきミリグラム
有機燐化合物(ハ [○] ラチオン、メ [○] ル [○] ラチオン、メ [○] ル [○] メトン、EPN)	検出されないこと	—
鉛及びその化合物 (Pb)	0.1	1リットルにつきミリグラム
六価クロム化合物 (Cr6+)	0.05	1リットルにつきミリグラム
砒素及びその化合物 (As)	0.05	1リットルにつきミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の化合物 (T-Hg)	0.005	1リットルにつきミリグラム
アルキル水銀化合物 (R-Hg)	検出されないこと	—
P C B	0.003	1リットルにつきミリグラム
トリクロロエチレン	0.1	1リットルにつきミリグラム
テトラクロロエチレン	0.1	1リットルにつきミリグラム
四塩化炭素	0.02	1リットルにつきミリグラム
ジクロロメタン	0.2	1リットルにつきミリグラム
1,2-ジクロロエタン	0.04	1リットルにつきミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	3	1リットルにつきミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	1リットルにつきミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1	1リットルにつきミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	1リットルにつきミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	0.02	1リットルにつきミリグラム
チウラム	0.06	1リットルにつきミリグラム
シマジン	0.03	1リットルにつきミリグラム
チオベンカルブ	0.2	1リットルにつきミリグラム
ベンゼン	0.1	1リットルにつきミリグラム
セレン及びその化合物 (Se)	0.1	1リットルにつきミリグラム
ほう素及びその化合物 (B)	10	1リットルにつきミリグラム
ふっ素及びその化合物 (F)	8	1リットルにつきミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量ミリグラム
1,4-ジオキサン	0.5	1リットルにつきミリグラム

備考 1 この表に掲げる数値は、最大値とする。

2 排水口が2以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。

別表－２ 有害物質以外のものに係る排水基準

項目等		基準	単位
水素イオン濃度	(pH)	6.0 以上 8.5 以下	水素指数
生物化学的酸素要求量	(BOD)	別表 2－1	－
化学的酸素要求量	(COD)		－
浮遊物質	(SS)		－
窒素含有量	(T-N)	別表 2－2	－
磷含有量	(T-P)		－
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	(n-Hex)	5	1 リットルにつきミリグラム
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	(n-Hex)	20	1 リットルにつきミリグラム
フェノール類含有量		1	1 リットルにつきミリグラム
銅含有量	(Cu)	1	1 リットルにつきミリグラム
亜鉛含有量	(Zn)	1	1 リットルにつきミリグラム
溶解性鉄含有量	(S-Fe)	10	1 リットルにつきミリグラム
溶解性マンガン含有量	(S-Mn)	10	1 リットルにつきミリグラム
クロム含有量	(Cr)	0.1	1 リットルにつきミリグラム
大腸菌群数 ※ 1	(E. coli)	3000	1 立方センチにつき個
アンチモン含有量	(Sb)	0.05	1 リットルにつきミリグラム

備考 1 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル以上である工場等について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち鉱油類含有量については、排水量にかかわらず、当該排水に係る排水基準以下に処理しうる施設を設置すること（市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場に限る）。

- 2 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設にあっては、日間平均値とする。
- 3 排水口が 2 以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。
- 4 備考 1～3 は BOD、COD、SS、T-N、T-P についても適用する。

※ 1 令和 7 年 4 月 1 日から「大腸菌群数」は「大腸菌数」に、基準値が 800CFU（コロニー形成単位）/mL に改正されます。

別表 2-1 BOD、COD、SSに係る排水基準

区分		1日の平均的な排水 出水の総量 (単位:立方メートル)	既設			新設		
			BOD	COD	SS	BOD	COD	SS
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10 以上 30 未満	100	100	90	60	60	90
		30 以上 50 未満	70	70	90	50	50	90
		50 以上 1,000 未満	50	50	70	40	40	70
		1,000 以上	40	40	70	30	30	70
	弁当製造業	10 以上 30 未満	90	90	90	30	30	90
		30 以上 50 未満	70	70	90	30	30	90
		50 以上 1,000 未満	50	50	70	30	30	70
		1,000 以上	40	40	70	30	30	70
	繊維工業	10 以上 30 未満	80	80	90	60	60	90
		30 以上 50 未満	60	60	90	50	50	90
		50 以上 1,000 未満	50	50	70	40	40	70
		1,000 以上	40	40	70	30	30	70
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10 以上 30 未満	70	70	90	40	40	90
		30 以上 50 未満	40	40	90	30	30	90
		50 以上 1,000 未満	30	30	70	20	20	70
		1,000 以上	20	20	70	15	15	70
	ゼラチン製造業及び紙製造業(備考 7)	10 以上 30 未満	70	70	90	40	40	90
		30 以上 50 未満	50	50	90	40	40	90
		50 以上 1,000 未満	40	40	70	30	30	70
		1,000 以上	30	30	70	20	20	70
	その他製造業	10 以上 30 未満	70	70	90	40	40	90
		30 以上 50 未満	40	40	90	30	30	90
		50 以上 1,000 未満	30	30	70	20	20	70
		1,000 以上	20	20	70	15	15	70
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10 以上	120	120	150	120	120	150
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10 以上	30	30	70	20	20	70
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10 以上	別表 2-3					
	下水道終末処理施設	10 以上	20	20	70	20	20	70
	その他の事業場	10 以上 30 未満	90	90	90	30	30	90
		30 以上 50 未満	70	70	90	30	30	90
		50 以上 1,000 未満	50	50	70	30	30	70
		1,000 以上	40	40	70	30	30	70

備考 1 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水について適用する。ただし、(3)について既に新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1) 平成 8 年 7 月 1 日に既に水濁法又は県条例に基づく特定施設を有している事業場
- (2) (1)以外の事業場で、平成 11 年 6 月 24 日に既に大津市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場
- (3) (1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場

※ 有しているとは、設置工事をしていた場合も含める

2 この表の新設の欄の排水基準は、1-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び 1-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

3 排水基準は最大値である。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設については、日間平均値である。

4 製造業に係る施設を有する工場で、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

5 製造業に係る区分のうち 2 以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

6 その他業種に係る区分のうち 2 以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

7 「ゼラチン製造業及び紙製造業」の区分は、新設では「ゼラチン製造業」となり、「紙製造業」は「その他製造業」になる。

別表 2-2 T-N、T-Pに係る排水基準

- (A) 水質汚濁防止法に基づく特定施設を有している事業場で、琵琶湖及び南郷洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場 T-N : 120 (日間平均 60) T-P : 16 (日間平均 8)
- (B) (A) 以外の事業場 下表のとおり

区分		1 日の平均的な排水の 総量 (単位: 立方メートル)	既設		新設	
			T-N	T-P	T-N	T-P
製造業	食料品製造業 (弁当製造業を除く。)	10 以上 30 未満	40	8	30	2
		30 以上 50 未満	25	4	20	2
		50 以上 1,000 未満	20	3	12	1.5
		1,000 以上	15	2	10	1
	弁当製造業	10 以上 30 未満	60	8	45	6
		30 以上 50 未満	30	5	25	4
		50 以上 1,000 未満	25	5	20	3
		1,000 以上	20	3	20	2
	繊維工業	10 以上 30 未満	40	6	30	2
		30 以上 50 未満	15	2	12	1.2
		50 以上 1,000 未満	12	1.5	8	0.8
		1,000 以上	10	1	8	0.5
	化学工業 (ゼラチン製造業を除く。)	10 以上 30 未満	20	5	15	2
		30 以上 50 未満	12	2	10	1.2
		50 以上 1,000 未満	10	1.5	8	0.8
		1,000 以上	8	1	8	0.5
	ゼラチン製造業及び紙製造業	10 以上 30 未満	20	5	15	2
		30 以上 50 未満	20	2	15	1.2
		50 以上 1,000 未満	15	1.5	10	0.8
		1,000 以上	12	1	10	0.5
	その他製造業	10 以上 30 未満	40	2	20	2
		30 以上 50 未満	15	1.5	12	1
		50 以上 1,000 未満	12	1.2	8	0.6
		1,000 以上	8	0.8	8	0.5
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10 以上 50 未満	80	25 (サービス業に係るものにあつては 16)	45	15
		50 以上	80		45	15
	し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く。)	10 以上	20	2	10	1
	し尿浄化槽 (し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10 以上	別表 2-3			
	下水道終末処理施設	10 以上 3,000 未満	20	1	20	0.5
		3,000 以上			15	0.5
	その他の事業場	10 以上 30 未満	60	8	45	6
		30 以上 50 未満	30	5	25	4
		50 以上 1,000 未満	25	5	20	3
		1,000 以上	20	3	20	2

備考 1 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水水について適用する。ただし、それぞれに示す日以前に既に水濁法又はNP条例の新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1) 平成 8 年 7 月 1 日に既に水濁法に基づく特定施設を有している事業場
 - (2) NP 条例に基づく指定施設になった日に、既にその施設を有している事業場
 - (3) 平成 8 年 7 月 1 日に NP 条例に基づく指定施設を有する事業場で、1 日の平均的な排水量が 10 立法メートル以上 30 立法メートル未満の事業場
 - (4) (1)～(3) 以外の事業場で、平成 11 年 6 月 24 日に既に大津市条例に基づく汚水発生施設を有している事業場
 - (5) (1) に示す日以降に新たに特定施設になった施設を有する事業場
- (1) 及び (3) 平成 8 年 7 月 1 日に既に水濁法又は NP 条例に基づく特定施設を有している事業場

※ 有しているとは、設置工事をしていない場合も含む

2 この表の新設の欄の排水基準は、1-(1) に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び 1-(2) に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排水水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

3 排水基準は最大値である。ただし、し尿処理施設下水道終末処理施設については、日間平均値である。

4 製造業に係る施設を有する工場、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

5 製造業に係る区分のうち 2 以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

6 その他業種に係る区分のうち 2 以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

別表２－３ し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る）に係る排水基準

規模	設置時期	BOD	COD	SS	T-N	T-P
51～100 人槽	H8.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	45	6
101～500 人槽 (みなし特定施設を除く)	S51.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51.7.1～H8.6.30 に設置	30	30	60	60	8
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	40	5
201～500 人槽 (みなし特定施設)	S51.6.30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51.7.1～S60.7.14 に設置	30	30	60	60	8
	S60.7.15～H8.6.30 に設置	30	30	60	40	5
	H8.7.1 以降に設置	20	20	60	40	5
501 人槽以上		20	20	60	20	5

備考

- 1 みなし特定施設:琵琶湖流域に設置される 201～500 人槽の浄化槽
- 2 501 人槽以上の浄化槽を有している事業場で、琵琶湖及び南郷洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場は、T-N:120(日間平均 60) T-P:16(日間平均 8)